

# 強者の戦略

こんにちは。日本史の岡上です。

さて、今回は近世の農村における女性の位置づけに関する問題でした。

それでは解説を始めていきましょう。

## <近世の農村における家の相続>

A S村では家の相続者はどのように決められていたか。2行以内で述べなさい。

問われているのは、S村では家の相続者はどのように決められていたか。S村の家の相続者に対して言及しているのは資料文(2)(3)ですので、その内容を確認してみましょう・

(2) 江戸近郊のS村では、1839年から1869年間に、81件の相続が行われた。相続者は、前当主の長男が46件と過半を占めたが、次男(4件)、弟(3件)、母(4件)、妻(後家)(6件)、養子(8件)などが相続する例もあった。

(3) 上の例では、家族内に男性がいないときには女性が相続し、その後、婿や養子などの男性に家督を譲っていた。男子がいても、若年だった場合、問題を起こした場合、村を出て行った場合などには、女性の相続がみられた。

資料文(3)から、相続においては基本的に女性より男性が優先されていたことが読み取れます。その上で、資料文(2)から、前当主の長男が優先され、続いて次男や前当主の弟といった血縁関係のある者、そして養子が相続者となったことが読み取れます。

では女性が相続者となるのは、どのような場合でしょうか。資料文(3)からは、

- ・家族内に男性がいないとき
- ・男子がいても、若年だった場合、問題を起こした場合、村を出て行った場合など

という表現を見つけることができます。つまり、相続者として適格者がいない場合に限って、女性が相続したのです。

2行(=60字)という字数制限がありますので、どれだけコンパクトに解答をまとめられるのが、

# 強者の戦略

設問Aのポイントであったと思います。

## 【解答例】

A男性、なかでも長男が優先され、次に血縁関係のある男性や養子が選ばれた。適格な男性がいない場合に限って、女性が選ばれた。(60字)

## <近世の村と家における女性の位置づけ>

B 村と家において女性はどのように位置づけられていたか。(4)で当主の名前の書かれ方が男女で違ったことをふまえ、3行以内で述べなさい。

問われているのは、村と家において女性はどのように位置づけられていたか。条件として、(4)で当主の名前の書かれ方が男女で違ったことをふまえることが求められています。

まずは、設問Aで使用しなかった資料文(1)を確認してみましょう。

(1) 17世紀後半頃には、農村においても夫婦とその親・子世代を中心とする「家」が広く成立し、家業と財産を代々継承することが重視されるようになる。当主は家を代表して年貢や諸役をつとめ、村の運営に参加した。

資料文(1)では、近世の農村における「家」の当主の役割を読み取ることができます。近世の農村においては村請制(年貢・諸役を村単位で村全体の責任で納めるようにした制度)が採用されていたことは知っていると思いますので、当主が村請制のなかで「家」を代表して年貢や諸役をつとめるだけでなく、「村」を構成する正式な構成員として村政に参加していたことを読み取ることができます。

では次に、条件である「当主の名前の書かれ方が

男女で違ったこと」について、資料文(4)を確認してみましょう。

(4) S村では、男性当主は家名として代々同じ名前を継ぐことが多かった。平左衛門が死亡し、妻のひさが相続した例では、家ごとの構成員を示す宗門人別改帳には、「百姓平左衛門後家ひさ」と亡夫の名前を肩書きに付けて記された。一方、村の取決めや年貢などの書類には「平左衛門」の名前のみが書かれた。

資料文(4)の内容をまとめると、

男性の場合

・家名として代々同じ名前を継ぐことが多かった  
⇒「村」、「家」ともに男性の位置づけは同じ

女性の場合

・家ごとの構成員を示す宗門人別改帳には、亡夫の名前を肩書きに付けて記された  
・村の取決めや年貢などの書類には、家名として引き継がれた名前のみを書いた  
⇒「村」と「家」における女性の位置づけが異なる

となります。つまり、「村」との関係においては男性も女性も家名で書かれ、村の書類上では男女とも家督の相続者として家を代表して村政への参加や年貢納入を担ったことが読み取れます。

一方で、宗門人別改帳など「家」ごとの構成員を示す場合には、女性が家を相続していても亡夫の名前を肩書きに付けるなど家名で記されることはなく、この点は男性と異なっています。

つまり、近世の農村における「家」では、女性は男性と同等に家名を継ぐ存在としては扱われず、男性の下位に置かれ、家業と財産を継承する正式な存在とは位置づけられていなかったことがわかります。

「家」の相続者としての女性の位置づけに関して

# 強者の戦略

は、設問Aでも確認した資料文(3)で述べられています。つまり、女性は男性に相続者として適格者がいない場合に限っての相続者であり、適格な男性の相続者が現れるまでの中継ぎと位置づけられていたとすることができます。

以上をまとめて、解答を作成してみましょう。

## 【解答例】

B女性の多くは、村において家督の相続者として家を代表して村政への参加や年貢納入を担ったが、家においては男性より下位に置かれ、適格な男性の相続者が現れるまでの中継ぎと位置づけられた。(90字)

さて、みなさんの解答はいかがだったでしょうか？

論述問題の解答はもちろん一つではありませんので、「これはどうだろうか？」と自分では判断つかないものは必ず、添削してもらうことをお勧めします。この『強者の戦略ホームページ』でもメールにて質問などを受け付けていますので、どしどし送ってきてくださいね。

それでは、今回はこの辺にいたしましょう。次回「東大日本史のみかた」をお楽しみに！！